

平成24年8月7日

大転換期の行政改革の理念と方向性について (抜粋)

行政改革に関する懇談会

4. 政府の機能向上のための取組

(1) 内閣官房・内閣府の見直し

- 首相官邸がその時々々の国政の重要課題に戦略的・機動的に取り組めるよう、行政改革実行本部を中心に、内閣官房・内閣府の見直し
 - ・ 中央省庁等改革の当初の考え方を踏まえた既存の事務の移管・整理
 - ・ 本部等の新規設置に際してサンセット条項をルール化
 - ・ 内閣府が担うべき事務の柔軟性を確保するため、政令により、内閣府の事務を各省において処理する仕組みについて、内閣府において検討